

米子市掲示第 25 号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成 29 年 9 月 11 日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザルの概要

(1) 本プロポーザルの内容

米子市が株式会社米子高島屋から平成 29 年末に寄附を受ける予定の米子高島屋東館及び米子高島屋第一駐車場棟並びにこれらの敷地（以下「対象物件」という。）を提案者が取得した上で、角盤町エリアのにぎわいの創出及び再活性化を目的として、提案者自らが対象物件を利用し、又は活用して実施する事業に係る企画の提案

(2) 対象物件の概要

ア 建物

① 米子高島屋東館

- ・所在地 鳥取県米子市角盤町一丁目 27 番地 2、27 番地 5 及び 27 番地 12
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 7 階建
- ・延床面積 9,448.07 m²

② 米子高島屋第一駐車場棟

- ・所在地 鳥取県米子市角盤町一丁目 27 番地 2 及び 60 番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建
- ・延床面積 6,823.49 m²

イ 土地

アの建物の敷地

- ・面積 3,366.02 m²
- ・地目 宅地

(3) 提案に係る条件等

ア 平成 30 年 1 月以後の早い時期に、対象物件を自ら取得すること。なお、

取得価格は、米子市が対象物件に関して支出する予定の維持管理等に要する経費相当額を下限とし、米子市と提案者とで協議して定める。

イ 米子高島屋東館の地下階及び地上7階の部分並びに米子高島屋第一駐車場棟の全部の賃貸借に係る契約を、提案者と株式会社米子高島屋との間で締結すること。

2 参加要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 米子市が実施する競争入札に参加することができる資格を満たす者（指名停止措置を受けているものを除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市県民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（(6)において「暴力団等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 審査及び選定

(1) 資格審査

提案者が「2 参加要件」に掲げる資格を満たしているか審査する。

(2) プレゼンテーション

(1)の資格審査により選定した提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 最優秀提案者の選定

事業提案書等及び(2)のプレゼンテーションの内容について審査を行い、最優秀提案者を選定する。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

郵便番号 683-0067

鳥取県米子市東町161番地2 米子市役所第二庁舎

米子市経済部商工課商工係

電話 0859-23-5219

ファクシミリ 0859-22-6106

電子メール shoko@city.yonago.lg.jp

- (2) 米子高島屋東館の活用事業企画募集要項（以下「募集要項」という。）の
交付

募集要項は、平成29年9月11日（月）から同年10月2日（月）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成29年9月11日（月）から同年10月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加申込書及び資格審査申請書の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に基づき参加申込書及び資格審査申請書を作成し、これらを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、ウの提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成29年10月2日（月）午後5時

- (4) 事業提案書及び事業計画書の提出

ア 提出方法

募集要項に基づき事業提案書及び事業計画書を作成し、これらを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便等の配達記録

が残るものに限ることとし、ウの提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成29年11月30日(木)午後5時

5 事業の実施に係る協議

3(3)の審査により最優秀提案者に選定した提案者と、1(1)の事業の実施に係る協議を行う。当該協議が不調となった場合は、最優秀提案者を除き、3(3)の審査により付した順位の高い提案者から順に、当該事業の実施に係る協議を行う。

なお、当該協議は、株式会社米子高島屋から本市に対し対象物件が寄附されることを前提としたものであり、当該寄附が行われなかった場合は、当該協議は、継続させない。この場合であっても、本プロポーザルに参加するために要した費用及び当該協議のために要した費用については、米子市は補償しない。

6 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、募集要項によるものとする。